

公共施設等の適正管理に係る地方財政措置の充実 について

近畿ブロック知事会

令和8年8月

公共施設等の適正管理に係る地方財政措置の充実について

「公共施設等適正管理推進事業債」は、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、2017年度に創設され、2022年度には2026年度までを対象期間とし、地方債の発行を可能とする特例措置が認められた。

これまで当事業債を積極的に活用し、学校等の公共用施設や道路施設、河川、ダム、砂防施設等の長寿命化、老朽化対策を実施しており、公共施設等の適正管理に努めてきたところである。

しかしながら、2027年度以降においても、今まで以上に長期的・計画的な長寿命化対策等に取り組む必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

公共施設等適正管理推進事業債の対象期間を延長するとともに、延長期間について現行制度よりも長期的なものとする。また、複数団体が連携した施設の集約化・複合化の取組や、長寿命化対策の取組について、公用施設を対象に加えるとともに、交付税措置率の拡大を図ること。

令和8年8月

近畿ブロック知事会

福井県知事	石	田	嵩	人
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	月	大
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	宮	崎		泉
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤	田	正
			純	